

令和2年度

★ News 『地域別・最低賃金』40の県で1~3円引上げ

東京都など据置き

令和2年度(2020年度)最低賃金(「地域別最低賃金」)は、東京都や大阪府など7都道府県は据置き、他の40県で1~3円引き上げられることとなりました。

「地域別最低賃金」は例年、中央最低賃金審議会(厚生労働省の諮問機関)が決める「引き上げの目安」を基に47都道府県の地方審議会がそれぞれ決定します。令和2年度については、中央審議会は新型コロナウイルス感染拡大により、現行の水準維持が適当として「引き上げの目安」を見送りましたが、若者の県外流出や都市部との賃金格差を抱える地方の多くが、1円でも引上げを図りました。

新しい最低賃金は、10月以降それぞれの県で適用されます。(→厚生労働省ホームページ)

■ 令和2年度・地域別最低賃金(抜粋)

土道府県名	改定後・時給	引上げ額
北海道	861	
埼玉	928	2
東京	1,013	
神奈川	1,012	1
岐阜	852	1
静岡	885	
愛知	927	1
三重	874	1
大阪	964	
沖縄	792	2

単位：円

【最低賃金以上か・確認方法】

賃金額を時間当たりの金額に換算し、最低賃金と比較します。

<月給制の場合>

月給 ÷ 1ヶ月の平均所定労働時間
≥ 最低賃金額(時間額)

<日給制の場合>

日給 ÷ 1日の所定労働時間
≥ 最低賃金額(時間額)

【地域別・最低賃金】

○ 最低賃金は、使用者が労働者に支払わなければならない最低限の時間給です。

※ 最低賃金より低い賃金を、仮に労使で合意しても法律で無効とされ、最低賃金額と同額を定めたとみなされます。(→差額を支払う義務)

○ 最低賃金は、職種や年齢、正社員・契約社員・パート・アルバイト・嘱託など雇用形態の別なく、その都道府県内の事業所で働く全ての労働者に適用されます。

※ 派遣労働者には、派遣先の事業所の最低賃金が適用されます。

○ 最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本的な賃金です。

※ 臨時の賃金(賞与・割増賃金・精皆勤手当・通勤手当・家族手当など)は対象外です。

○ 特定地域の特定産業に適用する特定最低賃金と地域別とは、高い方の最低賃金以上を支払います。

○ 労働基準監督署の調査・是正勧告などのほか最低賃金法に罰則(50万円以下)が定められています。

★ Memo 『国勢調査』回答はネットで

5年に1度の「国勢調査」。日本に住む全ての人(外国人を含む)・世帯を対象とした人口・世帯・産業構造の実態などの統計調査で、9/14から「調査書類」が配布されます。回答方法は「調査票(紙)」とインターネットがあり、**回答期間は、「調査票」は10/1~10/7。ネットは9/14~10/7。**国は、できる限りネットで回答してほしいとしています。

〒462-0844

名古屋市北区清水2-19-9

田中会計事務所

税理士 田中育雄

TEL 052-915-8902 FAX 052-911-8259

http://www.tanakaaccountingfirm.jp/

